

原発被害訴訟に取り組む全国の原告団・原告の皆様へ
(原発事故全国弁護士連絡会に参加の各弁護士 御中)

— 原発被害訴訟に取り組む原告団の連携・連帯に向けて —
学習と意見交換会の開催の呼びかけ

2015年7月13日

原発事故全国弁護士連絡会

【呼びかけ人】

弁護士 米 倉 勉

(所属 福島原発事故被害弁護士団)

弁護士 大 森 秀 昭

(所属 原発被災者弁護士団)

弁護士 太 田 賢 二

(所属 原発事故被災者支援北海道弁護士団)

【連絡先】

弁護士 阿 部 哲 二

(所属 首都圏弁護士団)

東京都豊島区西池袋1-17-10

エキニア池袋6階 城北法律事務所

電話 03-3988-4866

FAX 03-3986-9018

メール abet@crux.ocn.ne.jp

現在、全国では25件以上の東電と国の責任を追及する集団訴訟が取り組まれています。請求内容、提訴時期も様々であり、裁判の進行状況も違います。

しかし、巨大企業の東電と国の責任を追及する集団訴訟が全国で展開されるのであれば、原告が全国的に連携連帯し、裁判所や行政、国会を一緒になって動かしていく必要があります。

これまでの多くの公害事件においては、常に被害者を分断させる動きがありました。今回の「放射能公害」でも同様です。滞在者、強制避難者、区域外避難者の間で、さらには区域外避難者の相互間でも、深刻な分断が作り出され、被害の訴えを躊躇するという事態が定着しつつあります。このような状態のままでは、被害の回復を実現することは到底望めません。被害者、原告相互の連携と連帯は、勝訴するために不可欠です。

そこで、全国で展開される訴訟の弁護団の全国連絡組織の原発事故全国弁護団連絡会では、下記の通りの学習と意見交換会を企画しました。

水俣病事件では、被害者は差別と分断の攻撃をはねのけながら裁判を勝ち取ってきました。薬害スモン事件では、全国にバラバラにあった20近い被害者団体がスモン全国連絡協議会を結成して要求を統一し、一致団結した行動で国を動かし全面解決を実現しました。

全国の裁判の状況の報告を受け、公害被害者の闘いを学んで、これからの原告団の連携・連帯をどのように進めるのかの意見交換が出来ればと思います。

ぜひ、各地原告団（まだ原告団未結成でもご参加を歓迎します）から1人でも多くの方がご参加下さるようお願いします。

記

日 時	2015年8月9日（日） 午後1時～4時
場 所	原発被災者弁護団事務所 東京都港区虎ノ門1丁目8番16号 第2升本ビル5階 TEL：03-3502-8507

(内容)

- 1 全国の裁判状況の報告、政府の賠償打ち切り政策の現状と問題点
大森秀昭弁護士 中川素充弁護士
- 2 差別と分断の攻撃をはねのけた公害被害者の闘いに学ぶ
鈴木堯博弁護士
- 3 意見交換
 - ① 自己紹介
 - ② 裁判状況の報告

- ③ 今後の連帯・連携をどのように進めるか、
- ④ 今後の進め方

以 上